

## 障害者介護給付費等の不服審査請求について

市町村が行う障害福祉サービス又は地域相談支援の個別給付に係る処分が審査請求の対象となります(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第97条第1項)。

※計画相談支援給付費に係る不服の申立ては、申請請求の対象とはならず、市町村への異議申立てとなります。

審査請求の対象は次の処分です。

### (1) 障害支援区分に関する処分

- ・障害支援区分の認定(法第21条第1項)
- ・障害支援区分の変更認定(法第24条第4項)

※訓練等給付の支給決定に際して設定する「スコア」は、審査請求の対象とはなりません。

### (2) 支給決定又は地域相談支援給付決定に係る処分

#### ア 支給要否決定に関する処分

- ・介護給付費等の支給要否決定(法第22条第1項)
- ・地域相談支援給付費等の給付要否決定(法第51条の7第1項)

#### イ 支給決定(支給量等の決定)に関する処分

- ・支給決定(障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定)(法第22条第7項)
- ・支給決定の変更の決定(法第24条第2項)
- ・支給決定の取消しの決定(法第25条第1項)
- ・地域相談支援給付決定(地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定)(法第51条の7第7項)
- ・地域相談支援給付決定の取消しの決定(法第51条の10第1項)

## ウ 支払決定に関する処分

- ・介護給付費(法第29条第1項)
- ・特例介護給付費(法第30条第1項)
- ・訓練等給付費(法第29条第1項)
- ・特例訓練等給付費(法第30条第1項)
- ・地域相談支援給付費(法第51条の14第1項)
- ・特例地域相談支援給付費(法第51条の15第1項)

※介護給付費等に係る処分について審査請求ができるのは、「障害者又は障害児の保護者」(法第97条第1項)であることから、サービス事業者・施設は、不服申立てをすることはできません(代理人として行うことは可能)。

## (3) 利用者負担に係る処分

- ア 利用者負担上限月額に関する決定(法第29条第4項)
- イ 利用者負担の災害減免等の決定(法第31条)
- ウ 高額障害福祉サービス等給付費の給付決定(法第76条の2第1項)
- エ 補足給付の決定

- ・特定障害者特別給付費(法第34条第1項)
- ・特例特定障害者特別給付費(法第35条第1項)

※社会福祉法人減免は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく処分ではないため、その対象者の認定は審査請求の対象にはなりません。

不服審査請求の受付窓口・お問い合わせ先 【ご不明な点は、ご遠慮なくお問い合わせください】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 企画調整係

電話 011-231-4111(内線25-723) FAX 011-232-4068